

令和5年5月25日
近畿管区行政評価局

博物館・美術館における利用者の安全性・利便性の向上に関する調査 ーユニバーサルデザインの推進を中心としてー 〈改善意見の通知に対する改善措置の概要〉

近畿管区行政評価局（局長：平野真哉）は、博物館・美術館におけるユニバーサルデザイン^(注1)の推進に寄与することを目的として、近畿管内に所在する独立行政法人等が設置する博物館・美術館8機関^(注2)について、施設・設備の整備状況、ホームページによる情報提供、展示の工夫や鑑賞の支援の実施状況を調査し、令和4年8月に当局の改善意見を通知しました。

この度、調査対象8機関から、改善措置状況について回答がありましたので、その概要を公表します。

(注1) ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方を意味します。

(注2) 8機関：国立国際美術館、京都国立近代美術館、京都国立博物館、奈良国立博物館、奈良文化財研究所（飛鳥資料館・平城宮跡資料館・藤原宮跡資料室）、国立民族学博物館

調査結果は、当局ホームページでも公開しています。
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>
右の二次元コードからもアクセスいただけます。



照会先

総務省 近畿管区行政評価局

評価監視部 第1評価監視官室（藤原、北村）



電話：06-6941-8753

E-mail：knk11@soumu.go.jp

改善措置状況の概要

調査の背景

国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）の施行や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。バリアフリー法）の改正により、障害の有無や年齢等にかかわらず、全ての国民が共生するユニバーサル社会の実現を一層推進することとしている。

今回、幅広く利用されている文化施設のうち代表的な施設である博物館・美術館について、誰もが安全かつ円滑に利用できるものとなっているか等の観点から、障害者等多様な利用者に配慮した取組状況を調査した。

調査結果

改善意見

改善措置状況の概要

施設・設備のバリアフリー化

施設・設備のバリアフリー化への対応が不十分なものが8機関で76事例（令和3年10月時点）
※ このうち、当局の指摘により、令和4年6月末時点で7機関41事例が対応済

バリアフリー法等の関係法令や国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和3年3月）に適合するよう、施設・設備の整備に努めること。
また、定期点検等による現状把握、維持管理に努めること。

未対応となっていた7機関35事例のうち、6機関13事例が対応済み。
なお、残りの事例については、対応のための予算措置に向けた取組を行っているところであり、改善に至るまでの間は、障害者等を見かけた際に安全な順路を案内する等、職員等による人的介助などによる補完を実施しており、更に徹底していくとしている。
また、調査対象8機関全てにおいて、より一層、点検や巡回により現状把握に努めていくとしている。

ウェブアクセシビリティへの対応(注)

ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応が不十分なものが7機関で23事例（令和3年10月時点）
※ このうち、当局の指摘により、令和4年6月末時点で2機関5事例が対応済

ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応について、不備がみられるものは必要な改善を図るとともに、ホームページの作成や更新の際に、ウェブアクセシビリティの確保に努めること。

未対応となっていた6機関18事例のうち、4機関7事例が対応済み。
なお、残りの事例については、今回の調査で指摘された点を含めた全ページの点検・改修を行うための予算措置に向けた取組を行っているとしている。
また、対応が不十分であった7機関全てにおいて、ホームページの作成や更新の際には、ウェブアクセシビリティの確保に努めている。

(注) ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

新たに改善が図られた例

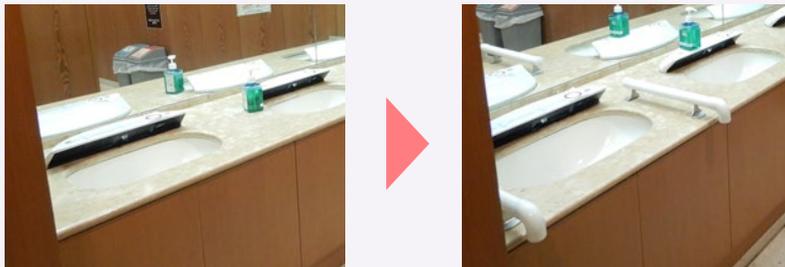
- 1 外構の石段の端部が周囲の色と似た色で判別が付きにくく、視覚障害者が移動する際に踏み外す危険がある。
→ 段の端を着色し、端部が容易に判別できるようにしました。



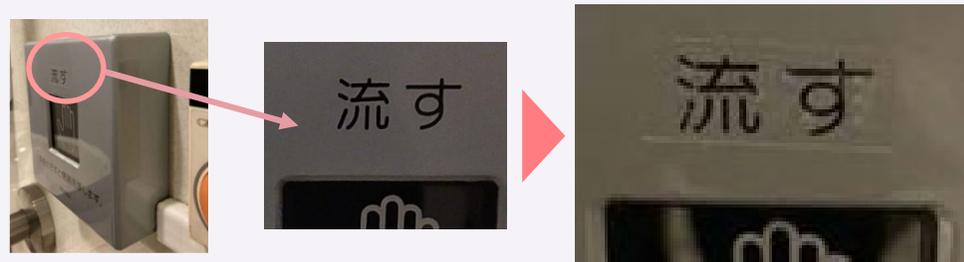
- 2 広い敷地内に点字ブロックがなく、視覚障害者が移動しづらい。
→ 正門及び駐車場から展示施設までの経路の全区間に点字ブロックを設置し、視覚障害者が移動しやすいようにしました。



- 3 洗面台に手すりがないため、下肢に障害があるなど手で身体を支える必要がある方は使いづらい。
→ 手すりを設置し、利用しやすいものにしました。



- 4 トイレの洗浄装置がセンサー式で点字表示がないため、視覚障害者が操作しづらい。
→ センサーボックスに「流す」との点字を表示しました。



- 5 ホームページ内の画像の代替テキストが「下記決済サービスを利用いただけます」だけのため、どのような決済サービスを使えるのか、視覚障害者が音声読み上げソフトで情報を得ることができない。
→ 代替テキストに全ての決済サービス名を追記し、音声読み上げソフトで読み上げられるようにしました。

